

今後の主な改革の方向性

視点1

給付・サービスの範囲の見直し

視点2

給付・サービスの効率的な提供

視点3

時代に即した公平な給付と負担

◆ これまでに取り組んできた主な事項

- 特別養護老人ホームの重点化
 - ・ 2015年4月から、特養入所者を要介護度3以上の高齢者に重点化。
- 要支援者の訪問・通所介護の地域支援事業への移行
 - ・ 2018年3月末に移行完了。
- 福祉用具貸与・住宅改修に係る給付の適正化
 - ・ 2018年10月に福祉用具貸与等の貸与価格の上限を設定。

- インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金）の創設
 - ・ 2018年度から、保険者による自立支援、重度化防止等に向けた取組への財政的インセンティブを付与。
- 頻回のサービス利用についてのケアプランチェック
 - ・ 2018年10月から、「全国平均利用回数+2標準偏差」の生活援助サービスのケアプランを検証。

- 利用者負担の引上げ
 - ・ 所得額に応じて、2割負担、3割負担を導入。
- 補足給付に資産要件を追加
 - ・ 2015年8月に預貯金等を勘案する資産要件を追加。
- 介護納付金（2号保険料）の総報酬割導入
 - ・ 2017年8月分から、段階的に移行し、2020年度に全面移行。

◆ 今後の主な改革の方向性

- ケアマネジメントの利用者負担の導入
- 軽度者へのサービスの地域支援事業への更なる移行

- 地域支援事業の有効活用
 - ・ 地域の実情に合った多様なサービス提供の促進
- インセンティブ交付金のメリハリ付けの強化等

- 利用者負担の更なる見直し
- 多床室の室料負担の見直し
- 補足給付の要件見直し